

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第23条5項の規定に基づき マージン率等、下記の事項について情報提供を行います。

1. 派遣労働者数	6名
2. 派遣先事業所数	2社
3. 労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間あたり）	35,751円
4. 派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間あたり）	19,576円
5. マージン率	45%

※マージン率とは

派遣先から有限会社GUTSに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

6. 教育訓練に関する事項

入社1年目

- ・ 導入研修
- ・ CAD基礎教育
- ・ 図面の見方教育
- ・ 自動車及び部品の基礎教育
- ・ OA基礎教育

入社2～3年

- ・ CAD応用教育
- ・ 設計標準、検証方法の教育
- ・ 図面作成教育
- ・ OA中級教育

入社4年以上

- ・ マネジメント教育
- ・ 労務、人事の教育

※教育訓練は全て無償かつ有給となります。

7. キャリアコンサルティング相談窓口	電話番号082-426-3108
---------------------	------------------

8. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労使協定締結：有 当該協定の有効期限の終期2026年3月31日
- ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて派遣就業している全ての派遣労働者